

財団法人神奈川県 バレーボール協会 寄付行為

目 次

第 1 章	総 則 (第1条～第4条)
第 2 章	資産、事業計画等 (第5条～第14条)
第 3 章	役員、評議員及び職員 (第15条～第23条)
第 4 章	名誉会長、顧問及び参与 (第24条)
第 5 章	会議 (第25条～第32条)
第 6 章	専門委員会 (第33条)
第 7 章	加盟団体及び友好団体 (第34条)
第 8 章	寄付行為の変更及び解散 (第35条～第37条)
第 9 章	雑則 (第38条～第39条)
附 則	

第1章 総 則

- (名 称)
第 1 条 この法人は、財団法人神奈川県バレーボール協会という。
- (事 務 所)
第 2 条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町7番1号に置く。
- (目 的)
第 3 条 この法人は、バレーボールの普及発展を図り、もって県民の体力向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 (1) 各種競技会の開催
 (2) 講習会、講演会等の開催
 (3) 指導者の養成
 (4) 地域グループの育成
 (5) 調査・研究
 (6) 刊行物の発行
 (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

- (資産の構成)
第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 (2) 資産から生ずる収入
 (3) 事業に伴う収入
 (4) 加盟団体・友好団体の分担金
 (5) 寄付金品
 (6) その他の収入
- (資産の種別)
第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- (資産の管理)
第 7 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替え

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることが

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算書類等)

第 12 条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、会長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。
2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経な

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事25人以上30人以内（内、会長1人、副会長3人及び専務理事1人とする。）
(2) 監事2人又は3人

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び専務理事を定める。
2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 17 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
(1) 法人の財産の状況を監査すること。
(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを教育委員会、理事会及び評議員会に報告すること。
(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会を召集すること。

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第 21 条 役員は、有給とすることができる。
- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員)

- 第 22 条 この法人には、評議員40人以上50人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。
 - 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
 - 4 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。
この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読みかえるものとする。
 - 5 評議員は、評議員会を組織する。

(職員)

- 第 23 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 職員は、有給とする。

第4章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第 24 条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、特定事項について会長又は理事会の諮問に応じ、参与は、特定事項について理事会の諮問に応じる。

第5章 会 議

(理事会の開催)

- 第 25 条 理事会は、年4回以上開催する。
- 又、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

- 第 26 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第 27 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

- 第 28 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

- 第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

- 第 30 条 理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
 - (4) 長期借入金に関する事項
 - (5) 加盟団体、又は友好団体に関する事項
 - (6) 第1号、第3号及び第4号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会)

- 第 31 条 評議員会は、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。
- 2 第26条、第28条及び第29条の規定は、評議員会についてこれを準用する。
この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替

(評議員会の議長)

- 第 32 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員の互選で定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 33 条 この法人には、理事会が必要と認めた場合は、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の名称、委員、所掌事項、その他必要な事項は、理事会が定める。

第7章 加盟団体及び友好団体

(加盟団体・友好団体)

- 第 34 条 この法人に、加盟団体及び友好団体を置くことができる。
- 2 加盟団体及び友好団体の資格その他については、別に定める。
 - 3 加盟団体及び友好団体は、この法人の事業の推進に積極的に協力しなければならない。

第8章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第 35 条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

- 第 36 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する団体に寄付するもの

第9章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第 38 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
- ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
- (1) 寄付行為
 - (2) 役員、評議員、名誉会長、顧問、参与及びその他職員の名簿及び履歴書
 - (3) 加盟団体及び友好団体の名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 設立許可書等教育委員会の許可、認可、承認に関する書類
 - (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) 処務日誌

- (10) 官公署往復書類
- (11) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第7号までの書類及び帳簿は永年、同項第8号の帳簿及び書類は10年以上、同項9号から第11号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)
第 39 条

この寄付行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別添名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別添名簿のとおりとし、その任期は、第22条第4項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日
- 4 この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、別添事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 5 この法人は、財団法人神奈川県バレーボール協会の事業に伴うすべての権利義務を承継する。
- 6 この法人の設立の際、財団法人神奈川県バレーボール協会の加盟団体及び友好団体は、それぞれ第34条に規定する加盟団体及び友好団体とみなす。

附 則

この寄付行為は主務官庁の認可のあった日から施行する。